

福井鋌螺グループ
グリーン調達ガイドライン
【第3版】

福井鋌螺株式会社

品質保証部

制 定 日： 2005年 9月 26日

最終改訂日： 2009年 7月 1日

管理No. EMS-0001-03

目次

- 0. 改訂履歴
- 1. 目的
- 2. 適用範囲
- 3. 運用に関して
- 4. 用語の定義
- 5.1 提出書類
- 5.2 不使用保証書及び含有化学物質調査表に関して
- 5.3 高精度分析データについて
- 5.4 MSDS（化学物質等安全データシート）について
- 表1 レベルA対象物質
- 表2 レベルB対象物質
- 表3 レベルC対象物質
- 6. Q&A
- 7. 福井鋳螺グループ適用除外項目
- 様式-0001 環境負荷物質に関する不使用保証書

1. はじめに

福井鋳螺グループは、環境方針「環境の保護と調和を図り、地球に優しい企業を目指す」に則り、環境配慮型企業を目指し、高効率でグリーンなものづくりの取組みを進めています。一方、世界的に製品に関わる化学物質の規制強化が年々強まっており、「環境品質を保証した製品」の提供が求められています。お客様に「安心・安全な製品」を提供するため、当社は取引先様に環境保全活動の推進をお願いするとともに、納入品に対する「環境品質保証」を優先事項として推進を致します。そのため、福井鋳螺グループグリーン調達ガイドラインをご理解いただき、ご対応をお願い致します。

2. 適用範囲

このガイドラインの適用範囲は、以下の通りとします。

2.1 外注委託品

- (1) 福井鋳螺グループが設計・製造を委託する製品及び処理
 - a. 仕入れ製品
 - b. 切削、プレス等による加工
 - c. めっき、塗装、熱処理等の処理
- (2) 金型及び金型への処理

2.2 資材

福井鋳螺グループが購入する部品、材料、設備等

- (1) 材料(金属、樹脂等)
- (2) 梱包資材(インク、接着剤、テープ等の構成材料も含む)
- (3) 加工油、洗浄剤、潤滑剤、防錆油、WAX等の化成品
- (4) 検査治工具や手袋、ケース、トレイ等の工程で使用し製品に接触する物品
- (5) 金型用の材料
- (6) 塗料

2.3 梱包資材

福井鋳螺グループへ納入する対象品(上項2.1及び2.2)の梱包資材

2.4 生産設備、付帯設備及びそれらの部品

潤滑剤や冷媒、塗料など定期的にメンテナンスとして必要とされるもの

3. 運用に関して

ガイドラインの運用に関して以下の通りとします。

- 3.1 このガイドラインにおいて規定されていない物質であっても、国内外の法規制等に従う必要があります。
- 3.2 このガイドラインにおいて規定されていない物質であっても、顧客より要求がある場合別途調査を依頼することがあります。
- 3.3 適用範囲品以外であっても、当該ガイドラインの適用をお願いする場合があります。
- 3.4 このガイドラインに関する事項については、必要に応じて適時見直しを実施します。
- 3.5 このガイドラインの基準を受け入れて頂けない納入先様とは、個別に協議を実施させていただきます。

4. 用語の定義

4.1 化学物質管理ランク

管理すべき化学物質をランク別に分類します。

(1) レベルA対象物質

現在既に、国内外の法規制等により使用及び製品への含有が禁止されている物質あるいは弊社顧客要求により使用が禁止されている物質。

意図的な使用を禁止し、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保守することが必要です。(規制値未満であっても意図的な使用は認められません)

使用してる場合は即時中止し、報告をお願いします。

(2) レベルB対象物質

国内外の法規制により、今後使用の禁止及び制限が課せられる可能性が高い物質。

使用及び製品に含有している場合は報告して頂く必要があります、その場合代替をお願いすることもあります。

(3) レベルC対象物質

意図的な使用を制限するものではありませんが、納入先様で使用実態を把握して頂く物質。情報の提供を求めた場合、回答できる準備をお願いします。

4.2 使用

使用には意図した使用（意図的使用）と、意図しない使用（非意図的使用）とがあります。

なお、福井鋳螺グループではレベルA対象物質の意図的使用を禁止しています（規制値のある物質は意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません）

(1) 意図的使用

対象物に物質の物性、特性を利用することを目的として使用することをいい、製品に残留、付着しない場合も対象となります。

例)

加工後の部品洗浄に使用するジクロロメタン等

(2) 非意図的使用

工程などで使用する資材に不純物として含有している物質が対象であり、製品に残留付着しない場合も対象となります。

例)

加工油の鉱物油中に含まれるPAH等

4.3 不純物

天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいいます。

5.1 提出書類

お取引先様に提出頂く資料を記載します。なお詳細は下記参照先にて確認して下さい。

5.1.1 提出書類

	提出書類	提出形態	作成方法(参照先)
①	環境負荷物質に関する不使用保証書(様式-0001)	書面(捺印のある原紙) ※電子データ不可	5-2. 不使用保証書及び含有化学物質調査表に関して
②	含有化学物質調査表(様式-0002)	エクセル形式	5-2. 不使用保証書及び含有化学物質調査表に関して
③	高精度分析データ	書面または電子データ	5-3. 高精度分析データについて
④	MSDS	書面または電子データ	5-4. MSDS(化学物質等安全データシート)について

注1 ③、④の電子データ形式は、PDF、JPEG形式でお願いします。

注2 ③、④を書面で提出する際は、記載内容が容易に判別可能なものを提出して下さい。

注3 FAXでの仮提出も認めますが、後日必ず上記提出形態での正式提出をお願いします。

5.1.2 様式の取得方法

- (1) 福井鋳螺株式会社のホームページ(<http://www.byora.co.jp>)上から取得可能です。
- (2) 納入先様の主管窓口、または福井鋳螺(株)品質保証部へお問い合わせ下さい。

5.1.3 対象別の必要提出書類一覧

対象毎の必要提出書類を一覧に記載してあります。

適用範囲	対象	環境負荷物質に関する不使用保証書	含有化学物質調査表	高精度分析データ	MSDS
2.1	仕入れ製品	○	○	○	○
	切削・プレス等による加工	○	○	※1	※1
	熱処理、イソナイト	○	○	※1	※1
	パンベート	○	○	※1	※1
	黒染め	○	○	※1	※1
	化学研磨、キリンス	○	○	※1	※1
	アルマイト	○	○	○	○
	めっき	○	○	○	○
	塗装	○	○	○	○
	ジオメット	○	○	○	○
	金型	○	○	○	○
	金型への処理	○	○	○	○
	2.2	材料	○	○	○
梱包資材		○	○	○	○
加工油、潤滑剤、洗浄剤		○	○	○	○
防錆油、WAX、変色防止剤等		○	○	○	○
塗料		○	○	○	○
金型用の材料		○	○	○	○
検査治工具や手袋、ケース、トレイ等の福井鋳螺グループの工程で使用し、製品に接触する物品		○	○	○	○
2.3	納入品の梱包資材	○	—	—	—
2.4	潤滑剤や冷媒、塗料など定期的にメンテナンスとして必要とされるもの	○	—	—	—

※1 防錆油、加工油、変色防止剤等が福井鋳螺グループへ納入する際付着している場合のみ、それらに関するMSDS、高精度分析データを提出して下さい。

5.2 不使用保証書及び含有化学物質調査表に関して

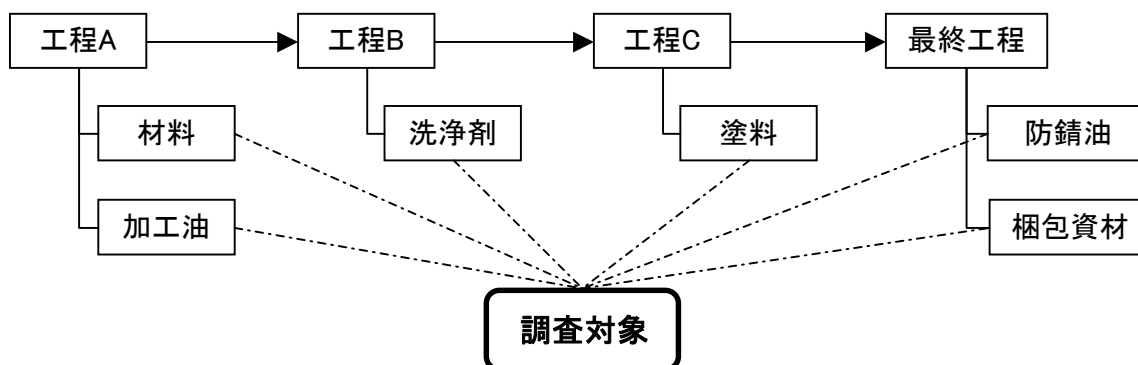
不使用保証書及び含有化学物質調査表を提出する際には、以下の注意点を必ず守って下さい。

5.2.1 調査上の注意事項

調査対象品はサプライチェーン全体での調査を実施して下さい。

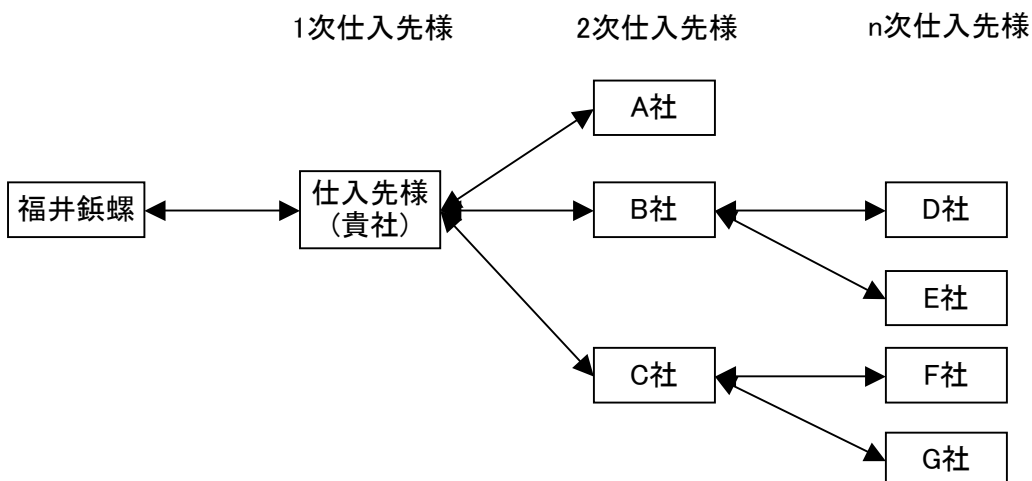
(1) メーカー様での工程例

各工程にて使用する資材毎に調査を実施して下さい。



(2) 2次3次仕入先様がある場合

2次3次仕入先様に対しても調査を実施して下さい。



5.2.2 不使用保証書及び含有化学物質調査表の取り扱いに関して

2次3次仕入先様への調査を実施する際に、福井鋌螺グループの不使用保証書及び含有化学物質調査表を使用して頂いて結構です。その際は、あて先を仕入先様名に変更して使用して下さい。

5.2.3 提出に際して

2次3次仕入先様に対して実施した調査結果を集約して、必ず仕入先様名にて不使用保証書及び含有化学物質調査表を提出して下さい。

5.2.4 各様式の詳細に関して

不使用保証書(様式-0001)、含有化学物質調査表(様式-0002)に関しての詳細な説明、記載例はそれぞれの様式のファイルに記載がありますので、十分に確認して作成して下さい。

5.3 高精度分析データについて

5.3.1 高精度分析について

高精度分析データは均質・同一素材毎に必要です。

例えば、表面処理が施された部品での化学物質の含有の把握は、めっきと素材とで各々分離した材料中での高精度分析データの取得が必要となります。

5.3.2 高精度分析装置

高精度分析を行う為の分析装置は以下のものを推奨します。

以下に示されたもの以外でも、5.3.4に示す分析精度を保証できるものであれば適用可能とし

化学物質名	測定装置名
鉛(Pb)、カドミウム(Cd)及びその化合物	ICP発光分光分析装置(ICP-OES) ICP質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分析装置(AAS、FLAAS)
水銀(Hg)及びその化合物	還元気化ICP発光分光分析装置(ICP-OES) 還元気化ICP質量分析装置(ICP-MS) 還元気化原子吸光分析装置(AAS、FLAAS)
6価クロム(Cr ⁶⁺)及びその化合物	吸光光度計(ジフェニルカルバジド吸光光度法) イオンクロマトグラフ法 ※クロメート処理のみEN15205限定とします。
臭素系難燃剤(PBB、PBDE)	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置(HRGC/HRMS)

注：エネルギー分散型蛍光X線分析装置(EDX - RF)、波長分散型蛍光X線分析装置(WDX - RF)等の簡易測定装置による分析は不可とします。

5.3.3 高精度分析データの必要記載事項

原則、公的に通用する第3者機関(ISO17025取得機関)での分析データを提出して下さい。

(1) 前処理法

公定法を使用した場合はその名前を、公定法と異なる方法の場合はそれを示してください。全ての前処理のついて、完全に溶解して溶液化させた旨を「完全溶解した」と必ず明記してください。

(2) 測定方法

測定方法名あるいは公定法名を記入してください。

(3) 測定者名、測定責任者、分析機関名

(4) 測定日

(5) 測定結果

N.D. (not detectable)の場合は、定量下限値も必ず記載して下さい。

(6) 測定フローチャート

5.3.4 分析精度

定量下限値が各物質単独で下記の値を保証できれば良いものとします。

化学物質名	Pb	Cd	Hg	Cr ⁶⁺	PBB	PBDE
分析下限値	20ppm	5ppm	2ppm	2ppm	5ppm	5ppm

5.3.5 高精度分析データ提供について

(1) 金属、非金属で、分析する対象物質が異なります。

	事例	対象物質					
		Pb	Cd	Hg	Cr ⁶⁺	PBB	PBDE
金属	材料(金属) 表面処理(金属)等	○	○	○	○	—	—
非金属	加工油、梱包資材 (樹脂袋、段ボール等)	○	○	○	○	○	○

- (2) 高精度分析データの有効期限は1年となります。
分析日より起算して1年間が有効期限となります。有効期限が過ぎた場合、更新をお願いします。

5.3.6 高精度分析に関する注意点

(1) 材料

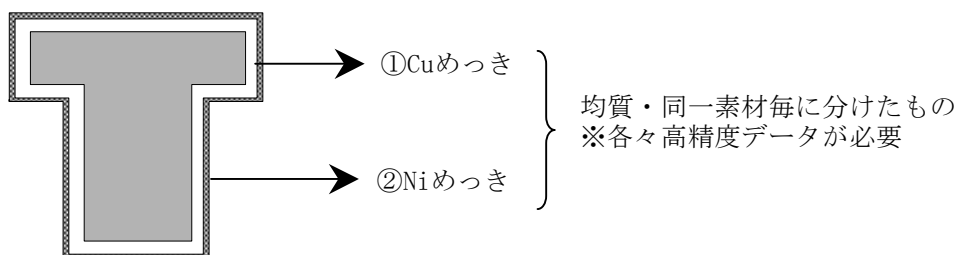


※複合線材(クラッド材等)は必ず外皮、芯を別々に分析を実施して下さい。
(リフロー線の場合も母材、めっき皮膜別々に分析を実施して下さい)

(2) 材料皮膜

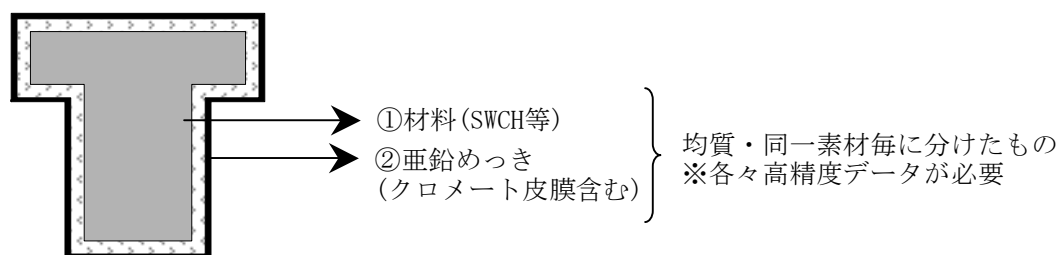
石灰、防錆油等、材料に付着させるものについても分析データの提出をお願いします。

(3) めっき処理(Cuめっき、Niめっき)



※必ずCuめっき皮膜、Niめっき皮膜を別々に分析を実施して下さい。
母材にCuめっき、Niめっきを処理した部品の状態での分析はNGとします。

(4) 亜鉛めっき3価クロメート処理品について



※クロメート処理は、亜鉛めっき+クロメート皮膜で構成されています。
亜鉛めっきとクロメート皮膜の分離が出来ないため以下の方法をお願いします。

A. 分析用試料(クロメート処理)の作製例

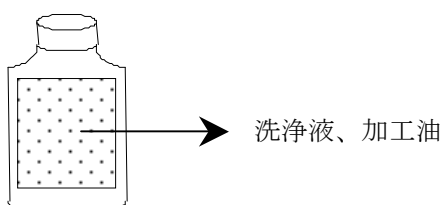
- ①被めっき物としてSUS304(適当な大きさの薄い板)を準備する。
 - ②SUS304上に亜鉛めっき処理を行う。
 - ③クロメート処理を行う。
 - ④SUS板より亜鉛めっき(クロメート皮膜含む)をはがす。
 - ⑤作成した亜鉛めっき(クロメート皮膜含む)を分析サンプルとして使用する。
- ※なお、6価クロム溶出試験に関しては製品を使用して頂いても結構です。

B. クロメート処理の分析方法

鉛、カドミウム、水銀、PBB、PBDEは、クロメート処理(亜鉛めっき+クロメート皮膜)の重量を基に濃度を算出して下さい。

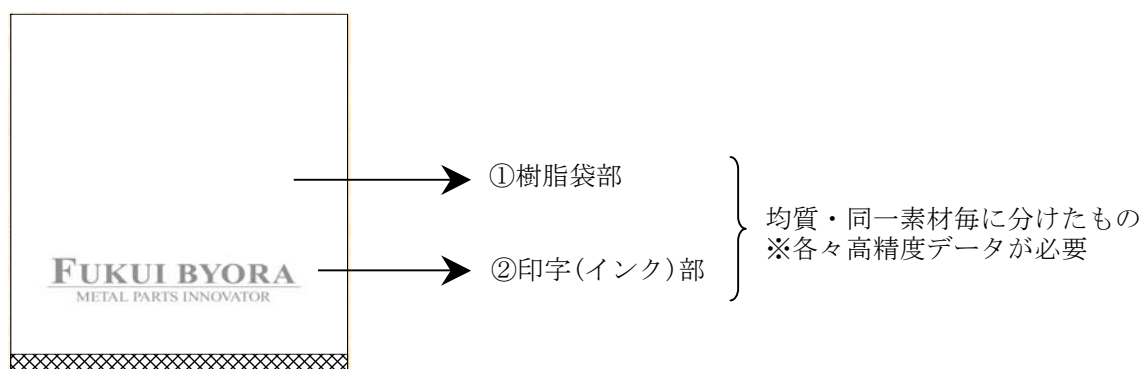
(6価クロムに関しては、EN15205に従って分析を実施して下さい。)

(5) 洗浄剤や加工油等



※洗浄液や加工油等、内容物のみ(ポリ容器、ドラム等の梱包資材は結構です)分析を実施して下さい。

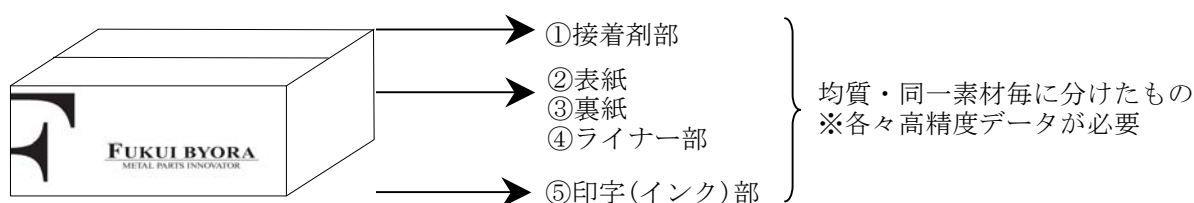
(6) 梱包資材(樹脂袋)について



※樹脂袋は、上記の通りビニール部、印字(インク)部にて構成されております。よって高精度分析は、各々の部位毎に分析願います。なお、樹脂原料として高精度分析データを提出する際は、添加剤等の高精度分析データに関しても提出して下さい。(成形した状態での高精度分析データを提出する場合は結構です)

※梱包資材なので、各々の構成材毎に鉛、カドミウム、水銀、6価クロムの合計が100ppm未満が適用されます。

(7) ダンボール



※ダンボールは、上記の通り接着剤部、表紙、裏紙、ライナー部、インク部にて構成されております。よって高精度分析は、各々の材料、原料により分析して下さい。

5.4 MSDS(化学物質等安全データシート)について

5.4.1 MSDSの提供についてのお願い

原則法律上は完成品での提出ですが、完成品の定義が難しいものに関しては、その処理に使用した薬品等のMSDSを提出して下さい。

(ノウハウ上ご提出頂けない場合は福井鋳螺グループにご連絡下さい。別途協議 させて頂きませす。)

5.4.2 提出頂くMSDSの対象別説明

特に説明が必要な対象のみ、以下にMSDSを提出頂く物品を例示します。

(1) 仕入れ製品の場合

- ・材料
- ・防錆油
- ・加工油等(納入する際付着している場合)

(2) 切削、プレス等の加工

- ・防錆油
- ・加工油等(納入する際付着している場合)

(3) 熱処理、イソナイト

- ・防錆油、
- ・その他薬品等(納入する際付着している場合)

(4) キリンス

- ・変色防止剤等(納入する際付着している場合)

(5) パシベート

- ・防錆油等(納入する際付着している場合)

(6) 黒染め

- ・防錆油等(納入する際付着している場合)

(7) 化学研磨

- ・変色防止剤
- ・防錆油等(納入する際付着している場合)

(8) アルマイト

- ・カラーアルマイトに使用する染料等
- ・封孔剤

(9) めっき

- ・めっき皮膜
- ・封孔剤
- ・変色防止剤
- ・WAX等(納入する際付着している場合)

(10) 塗装

- ・塗料
- ・シンナー
- ・プライマー等

(11) 金型

- ・金型材料
- ・防錆油等(納入する際付着している場合)

- (12) 金型への処理
 - ・ 表面処理皮膜
 - ・ 防錆油等(納入する際付着している場合)

- (13) 材料
 - ・ 材料
 - ・ 防錆油、石灰等の材料皮膜(納入する際付着している場合)

- (14) 福井鋳螺グループへ納入する対象品 (2.1 外注委託品及び2.2 資材)の梱包資材
 - ・ 提出の必要はありません

- (15) 生産設備、付帯設備及びそれらの部品
 - ・ 提出の必要はありません

表1 レベルA対象物質

レベルA対象物質は意図的使用禁止です。下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。

物質群 No.	化学物質群		規制値 (閾値)	関連する主な法規制等
	物質群名	対象		
A01	鉛及びその化合物	樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、顔料、インク、染料(揮発成分が無い状態)、包装材	100ppm	94/62/EC、2002/95/EC
		鉛フリーはんだ	500ppm	
		金属めっき	500ppm	
		鋼合金	0.35wt%	
		アルミ合金	0.4wt%	
		銅合金と黄銅	4wt%	
		上記以外の全用途	1000ppm	
A02	カドミウム及びその化合物	樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、顔料、インク、染料(揮発成分が無い状態)	5ppm	94/62/EC、2002/95/EC ドイツ化学品禁止規則
		鉛フリーはんだ	20ppm	
		金属めっき(錫系めっき)	20ppm	
		金属めっき(錫系めっき以外)	75ppm	
		亜鉛及びその合金(黄銅等を含む) 上記以外の用途	75ppm	
		包装材	100ppm	
		上記以外の全用途	100ppm	
A03	水銀及びその化合物	包装材	100ppm	94/62/EC、2002/95/EC
		上記以外の全用途	100ppm	
A04	6価クロム化合物	クロメート処理	0.1 $\mu\text{g}/\text{cm}^2$	94/62/EC、2002/95/EC
		包装材	100ppm	
		上記以外の全用途	100ppm	
A05	特定有機スズ化合物(TBT、TPT類)	全用途	—	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
A06	特定臭素系難燃剤(PBB、PBDE類)	全用途	100ppm	94/62/EC、2002/95/EC

表1 レベルA対象物質

レベルA対象物質は意図的使用禁止です。下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。

物質群 No.	化学物質群		規制値 (閾値)	関連する主な法規制等
	物質群名	対象		
A07	短鎖型塩素化パラフィン (SCCP)	全用途	—	76/769/EEC
A08	ポリ塩化ビフェニル (PCB) ポリ塩化テルフェニル (PCT) 類	全用途	—	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、バーゼル条約
A09	ポリ塩化ビニル (PVC)、塩化ビニル及びその混合物、その共重合体	全用途	—	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、76/769/EEC
A10	ヘキサブロモシクロデカン	全用途	—	REACH、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
A11	オゾン層破壊物質	全用途	—	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、モントリオール議定書
A12	HFCs、PFCs、SF6	全用途	—	京都議定書
A13	その他のハロゲン化合物 (指定物質のみ対象)	全用途	—	土壤汚染防止法、水質汚濁防止法
A14	ダイオキシン類	全用途	—	ダイオキシン類対策特別措置法
A15	放射性物質	全用途	—	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
A16	酸化ベリリウム	全用途	—	67/548/EEC
A17	塩化コバルト	乾燥剤のインジケータ用途	—	76/769/EEC
A18	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性があるもの	特定アミンとして30ppm	76/769/EEC
A19	ホウ酸水素ジブチルスズ	全用途	—	76/769/EEC
A20	トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA)	全用途	—	76/769/EEC
A21	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)	全用途	—	76/769/EEC

表1 レベルA対象物質

レベルA対象物質は意図的使用禁止です。下表にて規制値の記載があるものは意図的使用禁止かつ規制値未満でなければなりません。

物質群 No.	化学物質群		規制値 (閾値)	関連する主な法規制等
	物質群名	対象		
A22	ホルムアルデヒド	木工製品	—	独化学品禁止規則
A23	ベンゼン	全用途	—	労働安全衛生法、 76/769/EEC
A24	化審法に定める第一種特定化学物質	全用途	—	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
A25	労働安全衛生法に定める製造禁止物質	全用途	—	労働安全衛生法
A26	毒物及び劇物取締法に定める特定毒物	全用途	—	毒物及び劇物取締法
A27	GADSLで定める環境負荷物質のうち分類“P”に該当する物質	全用途	—	GADSL
A28	ハロゲン化合物及びハロゲン樹脂	包装材	—	ブルーエンジェル、エコマーク、バーゼル条約、WEE指令 付属書II

※詳細な物質名は様式-0001、様式-0002の例示リストを参照して下さい。

表2 レベルB対象物質

レベルB対象物質は報告義務物質です。製品に含有もしくは工程にて使用している場合は必ず報告して下さい。

物質群 No.	化学物質群		CAS No.
	分類	詳細名称	
B01	ハロゲン化合物	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
		1,2-ジクロロエチレン	540-59-0
		ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9
		1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6
		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
		1,2,5-トリクロロベンゼン	108-70-3
		1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタン	3547-04-4
		ベンゾトリクロリド	98-07-7
		3,3-ジクロロベンジジン	91-94-1
		クロロアニリン	106-47-8
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
		ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3未満)	—
		(中鎖型、長鎖型)塩素化パラフィン	—
		1-ブロモプロパン	106-94-5
		2-ブロモプロパン	75-26-3
		ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9
		DBBT	99688-47-8
		ドデカブロモターフェニル	79596-31-9
		ドデカブロモターフェニル	79596-31-9
		ウンデカブロモターフェニル	83929-80-0
		4-ブロモ-p-ターフェニル	1762-84-1
		2-ブロモ-p-ターフェニル	3282-24-4
		4,4'-ジブロモ-p-ターフェニル	17788-94-2
		3-ブロモ-p-ターフェニル	1762-87-4
		テトラブロモビスフェノールA	79-94-7
		臭素系難燃剤(PBB、PBDE除く)	—
		ペンタデカフルオロオクタ酸ナトリウム	335-95-5
		ペンタデカフルオロオクタ酸カリウム	2395-00-8
		ペンタデカフルオロオクタ酸銀(I)	335-93-3
		ペンタデカフルオロオクタ酸フルオリド	335-66-0
		ペンタデカフルオロオクタ酸メチル	376-27-2
		ペンタデカフルオロオクタ酸エチル	3108-24-5
		ペンタデカフルオロオクタ酸	335-67-1
ペンタデカフルオロオクタ酸アンモニウム	3825-26-1		
B02	グリコールエーテル及びその酢酸エステル	2-エトキシエタノール	110-80-5
		酢酸2-メトキシエチル	110-49-6
		酢酸2-エトキシエチル	111-15-9
B03	フタル酸エステル類	DEHP	117-81-7
		DBP	84-74-2
		BBP	85-68-7
		DINP	28553-12-0
		DIDP	26761-40-0
		DNOP	117-84-0
		DNHP	84-75-3
B04	多環芳香族炭化水素(PAH、PCAH)	ベンゾ(a)ピレン	50-32-8
		ベンゾ(e)ピレン	192-97-2
		ベンゾ(a)アントラセン	26-55-3
		クリセン	218-01-9
		ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2
		ベンゾ(j)フルオランテン	205-82-3
		ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9

表2 レベルB対象物質

レベルB対象物質は報告義務物質です。製品に含有もしくは工程にて使用している場合は必ず報告して下さい。

物質群 No.	化学物質群		CAS No.
	分類	詳細名称	
B04	多環芳香族炭化水素 (PAH、PCAH)	ジベンズ(a, h)アントラセン	53-70-3
		ベンズ(e)アセフェナントリレン	205-99-2
		ベンゾ(g, h, i)ペリレン	191-24-2
		インデノ(1, 2, 3-cd)ピレン	193-39-5
		ナフタレン	91-20-3
B05	リン及びその化合物	リン酸トリメチル	512-56-1
		TCP	1330-78-5
		TCX	25155-23-1
		CDP	26444-49-5
		リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
		赤リン	7723-14-0
		その他の有機リン化合物	—
B06	アニリン及びその化合物	アニリン	62-53-3
		塩酸アニリン	142-02-1
		硫酸アニリン	542-16-5
		アニリントリフルオロカーボン	660-53-7
		4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9
B07	ニトロソアミン及びその化合物	N-ニトロソジエタノールアミン	1116-54-7
		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
		N-ニトロソジイソプロピルアミン	601-77-4
		N-ニトロソジメチルアミン	62-75-9
		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
		N-ニトロソエチルフェニルアミン	612-64-6
		N-ニトロソメチルエチルアミン	10595-95-6
		N-ニトロソメチルフェニルアミン	614-00-6
		N-ニトロソモルフォリン	59-89-2
		N-ニトロソピペリジン	107-75-4
		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
B08	フェニレンジアミン及びその化合物	フェニレンジアミン	25265-76-3
		o-フェニレンジアミン	95-54-5
		o-フェニレンジアミン二塩酸塩	615-28-1
		m-フェニレンジアミン	108-45-2
		m-フェニレンジアミン二塩酸塩	41-69-5
		p-フェニレンジアミン	624-18-0
B09	有機窒素化合物類	ヒドラジン	302-01-2
		2, 4-ジアミノトルエン	95-80-7
		ニトロソアミン	35576-91-1
		ムスクキシレン	81-15-2
B10	界面活性剤類	ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル	9016-45-9
		ポリオキシエチレンオクチルフェニルエーテル	9002-93-1
		ノニルフェノール	25154-52-3
B11	農薬類	チラウム	137-26-8
		シマジン	122-34-9
		チオベンカルブ	28249-77-6
		クロルピリホス	2921-88-2
		フェノブカルブ	3766-81-2
		ダイアジノン	333-41-5
		シュラーダン	152-16-9
		パラチオン	56-38-2
		メチルジメトン	8022-00-2

表2 レベルB対象物質

レベルB対象物質は報告義務物質です。製品に含有もしくは工程にて使用している場合は必ず報告して下さい。

物質群 No.	化学物質群		CAS No.
	分類	詳細名称	
B11	農薬類	フォスファミドン	13171-21-6
		メチルパラチオン	298-00-0
		TEPP	107-49-3
B12	樹脂類	ポリブチレンテレフタレート樹脂	26062-94-2
		ビスフェノールA	80-05-7
B13	その他有機溶剤等	1,4-ジオキサン	123-91-1
		メトクサレン	298-81-7
		メタノール	67-56-1
		二硫化炭素	75-15-0
		フマル酸ジメチル	624-49-7
B14	その他	アジ化ナトリウム	26628-22-8
		鉍物ファイバー(天然及び合成)	—
		ヒ素及びその化合物	—
		ベリリウム及びその化合物	—
		セレン及びその化合物	—
		アンチモン及びその化合物	—

(注) レベルB対象物質を用途等によって分類してありますが、分類以外の用途での使用もありますのでご注意ください。

表3 レベルC対象物質

レベルC対象物質は管理対象物質です。お取引先様で使用実態を把握し、リサイクル、適正処理を考慮いただく物質です。

物質群 No.	化学物質群	
	分類	名称
C01	金属及び金属化合物	ニッケル及びその化合物
		マンガン及びその化合物
		クロム及びその化合物
		コバルト及びその化合物
		亜鉛及びその化合物
		バリウム及びその化合物
		ビスマス及びその化合物
		マグネシウム及びその化合物
C02	貴金属類	銅及びその化合物
		金及びその化合物
		パラジウム及びその化合物
		銀及びその化合物

6. Q&A

No	項目	質問内容	回答
1	問合せ	分からないことがあったらどこに問合せるのか。	調査の記入方法や測定方法、分析値等の問合せは、全て福井鋳螺(株)品質保証部にお問い合わせ致します。 TEL(直通) : 0776-75-2305 E-mail : hinsyo@byora.co.jp
2	目的	対象化学物質は使用禁止物質(レベルA)のみなのか。	レベルB、レベルC対象物質に関しても対象として調査を実施して下さい。
3	調査対象(梱包材)	納入時の梱包材料は対象に入るのか。	適用範囲の2.3梱包資材に該当する場合は対象となります。
4	調査対象(残留物)	製造工程で調査対象化学物質を含む薬品を投入するが、これらは洗浄により除去している。この薬品も調査対象になるのか。	製造工程にて使用しているものも対象となっているので、調査を実施して下さい。
5	含有量	業者からMSDSを取り寄せ、含有量の調査を行っている。この内容をもとに回答すればよいのか。	MSDSでは1wt%未満の化学物質の含有量が把握出来ません。本調査は含有があれば数ppmレベルでも回答頂く必要がありますので、納入業者様に調査頂く場合があります。
6	含有量(機密保持)	上流業者からの情報提供に基づいてどのように回答すればよいのか。成分が秘密の場合はどうするのか。	本調査は、組成の開示を求めるものではなく、法規遵守を目的に、調査対象化学物質の含有有無をお尋ねするものです。調査対象となる化学物質に限定して回答して下さい。
7	回答	化学物質調査に対応できないが、どうするのか。	本調査は法規遵守の基本情報になりますので、全ての納入業者様に対応頂いています。回答にあたり困難な点がある場合は、福井鋳螺(株)品質保証部に連絡願います。
8	今後の予定	調査対象化学物質は、今後増える予定はあるのか。	規制状況や社会状況を勘案して検討します。今後調査対象化学物質が増えることは十分考えられます。

7. 福井鋳螺グループ適用除外項目

7.1 カドミウム及びその化合物

- ・ 電気接点中のカドミウム及びその化合物、並びに特定の危険物物質及び調剤の販売及び使用を制限する事を規定した指令（76/769/EEC）の修正指令（91/338/EEC）で禁止されている用途を除いたカドミウムめっきに含まれるもの
- ・ 光学ガラス及びフィルタガラス中に含まれるもの

7.2 鉛及びその化合物

- ・ 高融点温度はんだに含まれる鉛（例えば、鉛を 85 wt%以上含む鉛はんだ合金）
- ・ 電子セラミック部品に含まれるもの【圧電材料、誘電材料、磁性材料（フェライト）】
- ・ 光学ガラス及びフィルタガラス中に含まれるもの
- ・ マイクロプロセッサの端子及びパッケージ間の接合用に用いる鉛含有量 80 wt%を超え、かつ、85 wt%未満の2種類以上の元素で構成されるはんだに含まれるもの
- ・ サーバー、記憶装置・記憶アレイシステム、信号切替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けに用いられる、はんだに含まれるもの
- ・ ブラウン管、電子部品、蛍光管それぞれに使用されるガラス材に含まれるもの電子部品に使用されるガラス材とは抵抗体、導電ペースト（銀、銅ペースト）、接着剤、ガラスフリット、封止材（シール材）などを含む
- ・ サーバー、記憶装置・記憶アレイシステム、信号切替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けに用いられる、はんだに含まれるもの
- ・ 鉛青銅製の軸受胴及びブッシング含まれるもの
- ・ コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いもの
- ・ 熱伝導モジュール形Cリング向けコーティング材料として含まれるもの
- ・ 集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイ及びキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれるもの
- ・ ICのフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだに含まれるもの（C4バンプ下のはんだペーストを含む）
- ・ 各種合金の許容濃度

合金の種類	鉛含有許容濃度
鋼材	0.35wt%以下
アルミニウム合金	0.4wt%以下
銅合金（真鍮、りん青銅を含む）	4wt%以下

7.3 6価クロム及びその化合物

- ・ 吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防せい（鍍）処理としての6価クロム

7.4 水銀及びその化合物

- ・ 一般照明用の直管形蛍光灯にに含まれる水銀であって、次の使用量を超えないもの
ハロリン酸カルシウム系蛍光体を使用したランプ・・・10mg
3波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ・・・5mg
3波長形蛍光体を使用した長寿命ランプ・・・8mg
- ・ コンパクト蛍光灯に含まれる水銀であって、ランプあたり5mgを超えないもの
- ・ 特殊用途用の直管形蛍光灯に含まれる水銀
- ・ ここに記載されていないその他のランプに含まれる水銀（高圧水銀ランプ等）

7.5 特定アミンを形成するアゾ染料、顔料

- ・ 人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のないもの

7.6 ホルムアルデヒド

- ・ 繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品以外で使用するもの

7.7 PFOS及びPFOS類縁化合物

- ・ フィルム、紙、刷版に使用される写真用コーティング剤
フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤

7.8 ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVC混合物

- ・ 樹脂用バインダ
- ・ 高圧ビニル電線
- ・ 絶縁テープ
- ・ スピーカグリル
- ・ 電源コード
- ・ トランスリード部 (ワニス含浸するもの)
- ・ カールコード
- ・ AWG36以上の極細電線
- ・ 業務用機器で汎用品が使用できないケーブル (放送局用カメラケーブル、マイクケーブル等)

7.9 ハロゲン系樹脂添加剤

- ・ プラスチックへの難燃剤・可塑剤、プリント配線板等に用いられる難燃剤用途 (但しTBPP-Aを除く)

環境負荷物質に関する不使用保証書

会社名： _____ 社印
住所： _____
所属・役職： _____
責任者名： _____ 印

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）が、貴社に直接または第三者を通じて納入する下記対象品（対象品と共に納入する梱包資材も含む）に、福井鋌螺グループグリーン調達ガイドライン化学物質管理ランクレベルA（EMS-0001-03）に該当する物質が含まれていないこと（規制値未満であることを含む）、かつ製造段階にておいても意図的に使用していないことを保証致します。

記

対象品

	品名	品番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※対象品数が多い場合、別紙対象品リストを添付して下さい。

備考

--

以上